

# 中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」の オンライン教材移行に伴うデザイン等の改訂業務委託 仕様書

## 1 委託業務の名称

中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」のオンライン教材移行に伴うデザイン等の改訂業務

## 2 委託業務の目的

消費生活を巡る現状は、高齢化・デジタル化等に伴う消費者トラブルの多様化、新型コロナウイルス感染症対策のために採り入れられた「新しい生活様式」による消費行動の変化、SDGsの採択に伴う持続可能な社会の実現に向けた意識の変革など、日々変化している。このような状況にも柔軟に対応し、消費者が安心・安全に暮らせる社会、そして「消費者市民社会」(※)を実現するため、学校・地域・家庭等あらゆる場において世代やライフスタイル等に応じた実践的な消費者教育を継続的に実施していくことが非常に重要である。とりわけ、民法改正による令和4年4月からの成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者被害の防止・救済及び自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、若年者における実践的な消費者教育を推進することが喫緊の課題となっている。

本市では、中学校における実践的な消費者教育を推進することを目的として、平成27年度から毎年市内の全中学校へ消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」を配布しており、各学校において、家庭科の副読本とするなど、消費者教育の授業等において活用されている。

この度、GIGAスクール構想の実現やデジタル社会に対応した消費者教育・啓発を一層推進するため、当該冊子を市立中学校において1人1台配備されている学習用端末等で学べるオンライン教材に移行することとし、それに伴い、令和3年度より全面実施となった中学校学習指導要領の改訂内容や社会情勢等を踏まえ、適宜原稿内容の追加・修正を行うほか、中学生がより積極的に楽しく学べるオンライン教材となるよう、デザインを一新し、全面的なリニューアルを行う。

なお、本業務により作成する教材原稿は、当センターが別途作成するホームページにおいて、中学生向け消費者教育オンライン教材として掲載することとしており、家庭からもアクセス可能なコンテンツとすることで、学校の授業以外でも、中学生が家庭での自学自習や、家族と共に学習するための教材として活用できるものとする。

(※) 消費者市民社会…消費者教育推進法では、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と規定している。

### 3 委託業務の内容

当センターが発行する中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」(以下、「現行冊子」という。)のオンライン教材移行に伴うデザインの改訂、原稿作成及び編集を行い、完成した素材データ及び原稿を本市に提供するもの。

#### (1) 教材のデザイン及び原稿作成

##### ア 制作の留意点

- ・教材のデザインは、現行冊子の内容を踏襲しつつ、中学生がより積極的に活用しやすく、楽しく学べるオンライン教材となるよう一新すること。
- ・中学生が親しみやすく興味を持ちやすいキャラクターや漫画を採り入れること(イラストの数は受託事業者の提案による)。
- ・本教材をPC、タブレット端末等で活用する想定の下、文字フォント、配色及びイラストの配置等の画面構成は、誰にとっても見やすく、障害のある方等にも配慮したデザインとすること。  
※ 市立中学校において1人1台配備されている学習用端末のディスプレイサイズは10.1型。
- ・原稿の内容は、現行冊子の内容を踏襲しつつ、本市が作成したリニューアル案を基に、画面レイアウト及び構成を見直して作成すること。  
また、現在の社会情勢等を踏まえた内容となるよう、適宜文章、図表及び漫画等を追加・修正すること。
- ・「Ⅱ-2：持続可能な社会のために」(後述「ウ 仕様」参照)の原稿については、「エシカル消費」について、より身近な「自分ごと」として捉え、実践につなげやすい行動を示す等、中学生が分かりやすく学べる内容とし、新規原稿として作成すること(新規作成画面数：イラスト・漫画を含め11画面程度)。新規の原稿内容については、受託事業者が作成する案を京都市が確認し、受託事業者との協議のうえ、必要に応じて追加・修正等を行い作成すること。
- ・本業務により作成する教材原稿は、完成後、当センターが別途作成するホームページにおいて掲載される予定であるため、掲載ページのコーディング作業に当たり、本業務の受託事業者とホームページ作成を行う事業者との間で協議及び連絡・調整等の業務が発生することがある。

##### イ 教材の用途

- ① 市内の全中学校等における消費者教育の授業等での活用
- ② 中学生等の家庭における自学自習での活用
- ③ その他

##### ウ 仕様

- ① トップ画面  
(1画面/元原稿：A4サイズ1ページ程度)
- ② メニュー画面  
(1画面/元原稿：A4サイズ1ページ程度)

- ③ はじめに  
(1画面／元原稿：A4サイズ1ページ程度)
- ④ I：金銭の管理と購入  
(20画面程度／元原稿：A4サイズ20ページ程度)
- ⑤ II-1：消費者・企業・行政の役割  
(8画面程度／元原稿：A4サイズ8ページ程度)
- ⑥ II-2：持続可能な社会のために  
(11画面程度／※新規作成)
- ⑦ コラム  
(4画面程度／元原稿：A4サイズ4ページ程度)
- ⑧ リンク集  
(1画面／元原稿：A4サイズ1ページ程度)

画面数合計：47画面程度

- ※ 画面数は本市と受託事業者との協議のうえ最終決定する。
- ※ 全ページフルカラーとする。

## エ 納品

- ① DVD 2枚 (完成原稿のAiデータ及びPDFデータを収録)
- ② 紙媒体の完成原稿 (A4サイズ用紙にフルカラー印刷したもの。紙質：指定なし)

## オ 納期

令和4年1月31日 (月)

## 4 制作手順

- (1) 受託事業者は、京都市と構成内容及びスケジュールについて協議を行う。
- (2) 受託事業者は、(1)の協議に基づき、京都市が提供するリニューアル案(「II-2：持続可能な社会のために」を除く)を基に原稿案を作成するとともに、「II-2：持続可能な社会のために」の新規原稿案を作成し、京都市に提出する(段階的に提出も可)。
- (3) 京都市は、提案された原稿案を確認し、必要に応じて修正等の指示を行う(校正は原則3回とする)。
- (4) 受託事業者は、修正指示に基づき、京都市と十分協議を行いながら編集を行い、完成原稿を京都市に納品する。

## 5 納品先

〒604-8186

京都市中京区烏丸通御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター (担当：清水・川田)

TEL：075-256-1110

## 6 留意事項

### (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託事業者との間で協議を行う。

協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

### (2) 個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

### (3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

### (4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

### (5) 自主的な情報収集

受託事業者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。